

吸収分割に係る事前開示書面（変更事項）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に規定する書面）

セイコーホールディングス株式会社

2022年6月29日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都中央区銀座四丁目5番11号
セイコーホールディングス株式会社
代表取締役社長 高橋 修司

セイコーホールディングス株式会社（以下「SHD」といいます。）及びセイコーアイ・テクノロジー株式会社（以下「SITR」といいます。）は、2022年5月10日に締結した吸収分割契約書に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、SHDの研究開発機能及び生産技術開発機能の事業に関して有する権利義務をSITRに承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うこととしました。

2022年5月30日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示を行いました。同条第4号に定める事象が生じることとなりましたので、同条第7号に基づき、以下のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

変更後の事項

吸収分割承継会社（SITR）に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同条第4号ハ）

- ・利益準備金の減少

2022年6月28日を効力発生日として、利益準備金の額1,250万円の減少を実施しました。

- ・剰余金の配当

2022年6月29日を効力発生日として、総額4,634万9千円の剰余金の配当を実施しました。

以 上